

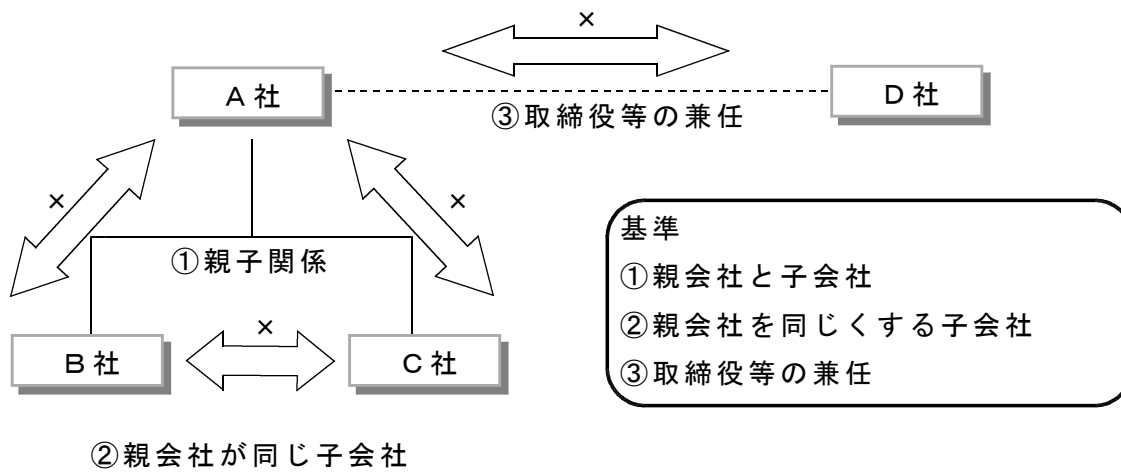
特定関係にある資格者同士の入札参加に関するQ & A

令和3年（2021年）1月

北海道総務部総務課

特定関係にある資格者同士の 入札参加に関する概念図

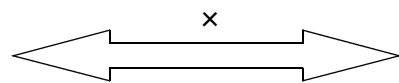
[同一入札への参加が制限される事例]



<凡例>

————— 資本関係の繋がり有り

----- 取締役等の兼任有り



同一入札への参加が制限される場合

【人的関係の基準】

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④ 指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

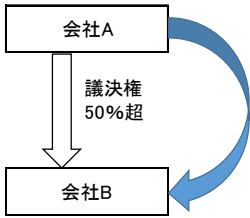
※ 「取締役」には、非常勤取締役も含まれます。

※ 「監査役」、「執行役員」等は該当しません。

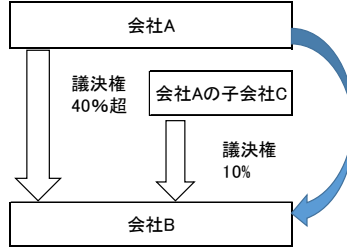
【親会社・子会社の考え方(例)】

○ある会社Aからみた場合に子会社とされる会社B

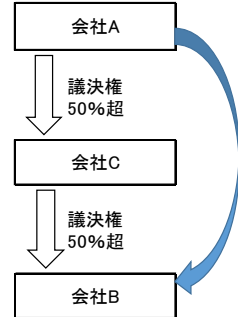
1:直接過半数の議決権を所有している場合



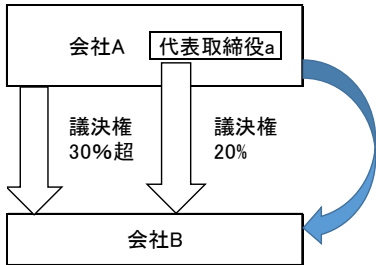
2:ある会社Aとその子会社Cがあわせて議決権の過半数を所有している場合



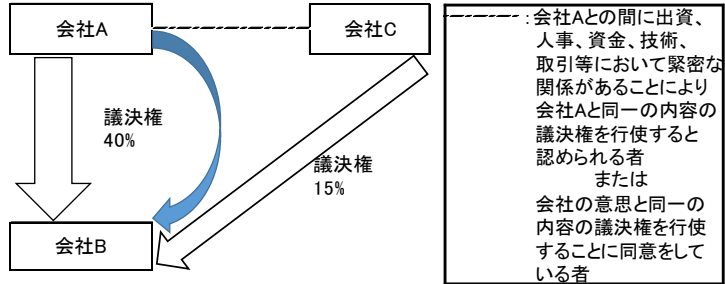
3:ある会社Aの子会社Cが会社Bの議決権の過半数を所有している場合



4:会社Aと当該会社の代表取締役aが合わせて会社Bの議決権の過半数を所有している場合

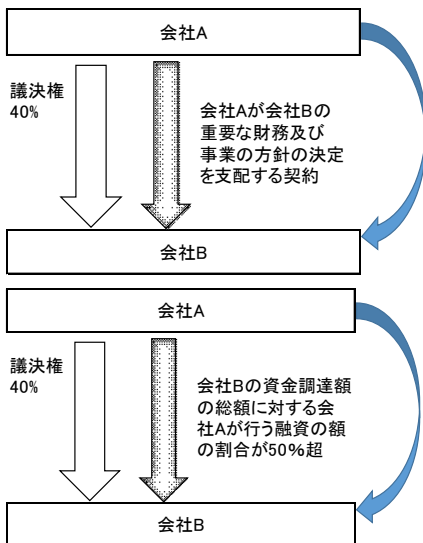


5:会社Aと緊密な関係にある会社Cが合わせて会社Bの議決権の過半数を所有している場合

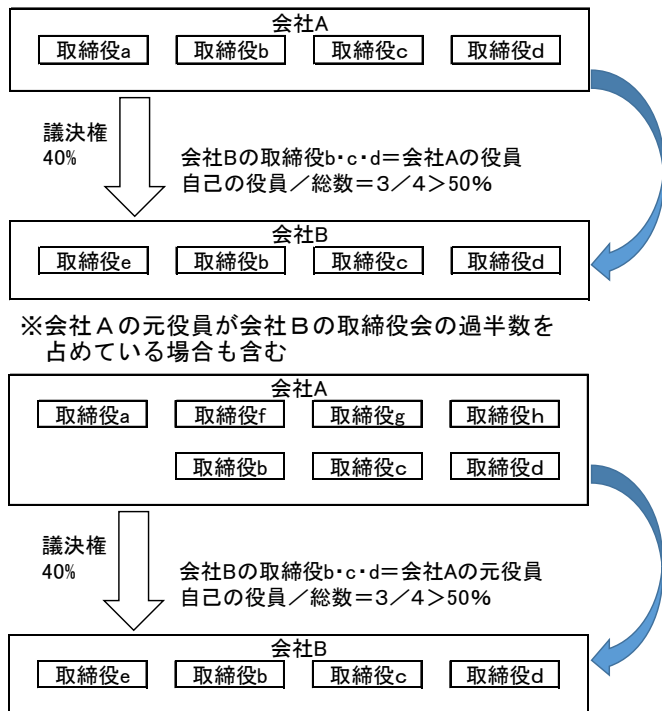


6:会社Aが議決権の40%以上を所有しており、

- ①会社Bの重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約を結んでいる場合
- ②会社Bの資金調達額の総額に対する会社Aが行う融資の額の割合が50%以上の場合



7:会社Aが議決権の40%以上を所有し、会社Aの取締役等が会社Bの取締役会の総数の過半数を占めている場合



(注) 上記は、代表的な例を示しています。

【目次】

- Q 1 本通達を出した経緯は何か
- Q 2 資本関係がある会社同士の同一入札の参加制限をする理由は何か。
- Q 3 親会社を同じくする子会社同士の入札制限について、該当業務における競争入札参加資格者名簿の資格（以下「該当資格」という。）を有さない会社を親会社とする子会社同士も制限の対象となるのはなぜですか。
- Q 4 親会社と、子会社の子会社（孫会社）との同一入札への参加は制限されるのですか。
- Q 5 更生会社や再生手続きが存続中の会社を適用除外とする理由は何ですか。
- Q 6 人的関係がある会社同士の同一入札への参加を制限する理由は何ですか。
- Q 7 代表権を有していない取締役を兼任している場合も制限する理由は何ですか。
- Q 8 制限の対象となる取締役とはどのような役職をいうのですか。
- Q 9 指名委員会等設置会社の執行役は制限の対象となるのですか。
- Q 10 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。
- Q 11 取締役が、他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるのですか。
- Q 12 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。
- Q 13 会計参与は制限の対象となるのですか。
- Q 14 入札に参加するにあたり、特定関係があると判断され同一入札への参加が制限される期間はいつからいつまでですか。

Q1 本通達を出した経緯は何か

A 既に工事に関しては平成19年9月6日付け建情第631号により導入しておりますが、庁舎等清掃業務などの庁舎保全業務においても同様に「公正な入札の確保」と「談合の未然防止」の観点から本取扱いを定め導入を行うこととしました。

《入札の公平性の確保》

親会社と子会社の関係にある者同士や親会社を同じくする子会社同士は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上同一社と同等にみなされ、同一入札に参加することは他の入札参加者との関係において公平性が確保できないことが制限するものです。

《談合の未然防止》

持株会社の下に重複する業務を営む複数の子会社が属する形態は、複数の事業子会社が同一の入札に参加することによって談合等の問題が生じる可能性が高いため、談合等の未然防止の観点から制限を加えるものです。

Q2 資本関係がある会社同士の同一入札の参加制限をする理由は何か。

A 親会社と子会社は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上一社と同等にみなすことができます。これらの会社間では当然十分に意思疎通が図られるものであることから、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、入札参加を制限するものです。

【会社法定義】

親会社～株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の財務及び事業方針を決定する等経営を支配している法人

子会社～会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人

Q3 親会社を同じくする子会社同士の入札制限について、該当業務における競争入札参加資格者名簿の資格（以下「該当資格」という。）を有さない会社を親会社とする子会社同士も制限の対象となるのはなぜですか。

A 親会社が該当資格を有していなくとも、親会社を同じくする子会社同士は親会社に経営を支配されているため、特定関係者同士として入札が制限されるためです。

Q4 親会社と、子会社の子会社（孫会社）との同一入札への参加は制限されるのですか。

A 子会社の子会社、いわゆる孫会社についても、親会社に経営を支配されている状態であることから、子会社と同一にみなしています。
したがって、孫会社同士も同一入札への参加が制限されることとなります。

Q5 更生会社や再生手続きが存続中の会社を適用除外とする理由は何ですか。

A 更生会社や再生手続きが存続中の会社（以下「更生会社等」という。）は、財産の処分等一定の行為について、裁判所の許可が必要とされており、他の会社から株主総会等の意思決定機関を支配されているとはいえないためです。

Q6 人的関係がある会社同士の同一入札への参加を制限する理由は何ですか。

A 同一人物が二社の経営権等に関与していることから、二社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。

Q7 代表権を有していない取締役を兼任している場合も制限する理由は何ですか。

A 代表権の有無によらず、取締役を兼務している場合は、当該業務に係る二社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。

Q8 制限の対象となる取締役とはどのような役職をいうのですか。

A 社外取締役を除く取締役、代表取締役をいいます。
なお、指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号）の「取締役」は、会社の業務を執行することが出来ないため、制限の対象となりません。

Q9 指名委員会等設置会社の執行役は制限の対象となるのですか。

A 指名委員会等設置会社の「執行役」とは、取締役会の議決により委任を受けた事項に限って決議権を有し、会社の業務を執行することが出来るため、取締役に準じて制限の対象となります。執行役を兼ねる取締役も制限の対象となります。

Q10 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。

A 社外取締役は、業務執行機関に対する監督機能強化のために置く役員で、その会社の業務を執行する立場にないことから、同一入札への参加は可能です。

Q11 取締役が、他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるのですか。

A 執行責任を負う者として、取締役を兼ねない「施行役員」を置いている会社がありますが、執行役員は法制度上の位置付けはなく、取締役ではないため、同一入札への参加は可能です。

なお、「執行役員」と指名委員会等設置会社の「執行役」とは異なります。

Q12 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。

A 監査役は、あくまで監査権・調査権を有するもので、取締役のように会社の業務を執行するものではありません。したがって、人的関係基準の「取締役」は「監査役」と性質の異なるものであり、監査役と監査役の兼任はもとより、取締役と監査役の兼任の場合であっても同一入札への参加は可能です。

Q13 会計参与は制限の対象となるのですか。

A 会計参与は、取締役と共同して計算書類等を作成することになりますが、監査役と同様に会社の業務を執行する者ではないため、同一入札への参加は可能です。

Q14 入札に参加するにあたり、特定関係があると判断され同一入札への参加が制限される期間はいつからいつまでですか。

A 特定関係のある会社同士の意思疎通は、開札日等の特定の日だけでなく入札手続きの開始時から入札書の提出時点までのいずれの時点でも起こりえるものです。

このため、入札の公告時点から入札書の提出時点までの間に、基準に該当した会社すべて対象となります。